

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）の概要

令和元年10月9日
内閣府・総務省・法務省・外務省
財務省・文部科学省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省
環境省・原子力規制委員会・防衛省

1. 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）においては、手続等のオンライン化の範囲、方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成16年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「共同省令」という。）においては、複数の行政機関が共管する法令に係る手続等のオンライン化の範囲、方法等を規定している。

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により行政手続オンライン化法が改正されたことに伴い、共同省令について、所要の改正を行う必要がある。

2. 内容

- ① デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（以下「新法」という。）第6条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- ② 新法第6条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による手数料の納付方法は、申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
- ③ 新法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、以下に掲げる場合とする。
 - ・ 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合
 - ・ 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該

申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

- ④ 新法第7条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- ⑤ 新法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式は、以下に掲げるいずれかの方式とする。
 - ・ 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - ・ 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
 - ・ 上記のほか、行政機関等が定める方式
- ⑥ 新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、以下に掲げる場合とする。
 - ・ 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
 - ・ 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合
- ⑦ その他所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

デジタル手続法の施行の日（令和元年12月予定）